

改訂後	貸金庫規定改定前	自動貸金庫改定前
第1条（格納品の範囲） (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、格納品の総重量は、当行が別に定める重量以下とします。 ①公社債券、株券その他の有価証券 ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③貴金属、宝石その他の貴重品 ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることができます。 (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ①現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの	第1条（格納品の範囲） (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①公社債券、株券その他の有価証券 ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③貴金属、宝石その他の貴重品 ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることができます。 (3) 新規追加	第1条（格納品の範囲） (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、格納品の総重量は、当行が別に定める重量以下とします。 ①公社債券、株券その他の有価証券 ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③貴金属、宝石その他の貴重品 ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることができます。 (3) 新規追加
第2条（利用目的の確認） (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することができないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラの撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。	新規追加	新規追加
第3条（契約期間等） この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主	第2条（契約期間等） この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主	第2条（契約期間等） この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主

または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（ただし休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。万一預金残高が引落金額に満たないときは、直ちに入金し、入金後いつでも使用料に充当されるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払って下さい。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵等の保管）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。
- (2) 自動貸金庫の場合、借主および借主が予め届出した代理人に貸金庫カードを発行しますので、借主および代理人が保管して下さい。

第6条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主が予め届出した代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 貸金庫室への入室および開庫にあたっては、次により行ってください。
①自動貸金庫の場合

または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（ただし休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。万一預金残高が引落金額に満たないときは、直ちに入金し、入金後いつでも使用料に充当されるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払って下さい。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条（鍵等の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当行が保管します。

第5条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主が予め届出した代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印鑑により記名押印して提出して下さい。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。

または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（ただし休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。万一預金残高が引落金額に満たないときは、直ちに入金し、入金後いつでも使用料に充当されるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払って下さい。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条（鍵等の保管）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当行が保管します。
- (2) 借主および借主が予め届出した代理人に貸金庫カードを発行しますので、借主および代理人が保管して下さい。

第5条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口に備付けのカード読み取り機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作の上入室して下さい。

専用入口に備付けのカード読取機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作の上入室して下さい。

②自動貸金庫以外の場合

当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出して下さい。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。

(3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行って下さい。なお、閉庫後、貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認して下さい。

第7条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条（貸金庫カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 自動貸金庫の貸金庫カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、相当の期間をおき、当行所定の手続きをした後に行って下さい。
- (2) 自動貸金庫の貸金庫カードを失い、貸金庫カードを再発行する場合は当行所定の手数料を支払って下さい。
- (3) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。
なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第9条（暗証照合、印鑑照合等）

- (1) 貸金庫の開庫にあたっては、次により確認を行

(3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行って下さい。

第6条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、相当の期間をおき、当行所定の手続きをした後に行って下さい。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。
なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第8条（暗証照合、印鑑照合等）

(3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行って下さい。なお、閉庫後、貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認して下さい。

第6条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条（貸金庫カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 貸金庫カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、相当の期間をおき、当行所定の手続きをした後に行って下さい。
- (2) 貸金庫カードを失い、貸金庫カードを再発行する場合は当行所定の手数料を支払って下さい。
- (3) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。
なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第8条（暗証照合、印鑑照合等）

- (1) 貸金庫の開庫にあたってカード読取機操作の

います。

①自動貸金庫の場合

カード読み取り機操作の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認の上、開庫その他の取扱いをした場合は、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

②自動貸金庫以外の場合

貸金庫開扉票に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第9条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認の上、開庫その他の取扱いをした場合は、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

当行は、借主または代理人が第12条第3項第1号、第2号または第3号のいずれか一にも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りします。

第12条（解約等）

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。

なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
- ②借主について相続の開始があったとき
- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになった時または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められたとき

⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあ

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

当行は、借主または代理人が第11条第3項第1号、第2号または第3号のいずれか一にも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りします。

第11条（解約等）

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
- ②借主について相続の開始があったとき
- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

当行は、借主または代理人が第11条第3項第1号、第2号または第3号のいずれか一にも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りします。

第11条（解約等）

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。

なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
- ②借主について相続の開始があったとき
- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき

ると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
⑩カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めたとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

<p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為 	<p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為 	<p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為
<p>(4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>	<p>(4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>	<p>(4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>
<p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p>	<p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p>	<p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める.githubusercontent</p>
<p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払って下さい。</p>	<p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払って下さい。</p>	<p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払って下さい。</p>

変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第14条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第15条（譲渡、転貸等の禁止）

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードは譲渡、質入れすることはできません。

第16条（規定の変更）

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの記載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

(2) 新規追加

新規追加

変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

(2) 新規追加

新規追加